

新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

学校法人 片柳学園

2020年6月

目 次

本ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

感染症対策に関する本学園の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 学校運営

1 感染症予防策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 教育活動上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 登校の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処・・・・ 6

5 年間行事計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

6 教職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

7 教職員の勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

8 活動制限指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 臨時休業

1 感染者が出た場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 濃厚接触者を把握した場合
(同居家族が感染した場合など)・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 地域一斉の臨時休業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインに基づき、本学園として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

【感染症対策に関する本学園の考え方】

今後、教育活動の再開に当たっては、本学園において、以下4つの対策を講じることが重要と考えます。

- ・手洗い・手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・校医と連携した学園内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多くの人々が密集
 - ③近距離での会話や発声

I 学校運営

1 感染症予防策の徹底

(1) 学生

ア 本学園は、学生に対し、手洗い・手指消毒、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行を指導する。

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

イ 学生には、毎朝、自宅(学生寮)で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。

ウ 登校前に確認できなかった学生については、医務室等での検温及び風邪症状の確認をする。

エ 通学時及び学園内では、必ずマスクを着用し公共交通機関内（スクールバス内含む）での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導する。

(2) 教職員等（非常勤講師含む）

ア 教職員等（非常勤講師含む）（以下「教職員」という。）は、学生と接することから、手洗い・手指消毒、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 本学園は、教職員に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

(3) キャンパス内環境

ア キャンパス内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のごまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるとともに、換気設備を適切に使用すること。

ウ 教室・トイレ・エレベーターなど学生が利用する場所のうち、特に多くの学生が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学園全体への感染症の拡大を防止するため、多人数での活動はできるだけ避けることとする。また、臨時休業により学修の不足が生じている場合には、適切な対応を行うこと。

(1) 時差通学

当面の間、電車・スクールバスによる通学での混雑を避けるよう、授業開始時刻・終了時刻を定める。特に、スクールバスについては、待ち時間・乗車中の混雑を避けるよう、発着場所・経路や乗車人数の検討も含めて学生の安全に配慮した運行とする。

(2) 分散登校

緊急事態宣言解除後に登校を再開する場合においても、外出制限期間終了後の健康観察を十分に行うとともに、密集を軽減し段階的に教育活動を開始するという観点から、当面の間は各設置校学部学科・カレッジごとや、学年ごとの分散登校を実施する。

その際、各使用教室内が三つの密の空間とならぬよう配慮し、遠隔授業等も活用するなどして、教育活動の場の工夫に努める。

(3) 感染症対策に留意した授業の実施

ア 授業中、教員は飛沫防止のため必ずマスクを着用する。(学内有隣堂ブックセンターにて販売)

イ 近距離での発話をできるだけ避ける。やむを得ず、学生の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスクを着用する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

エ 授業中、学生が体調不良を訴えた場合は、医務室へ電話連絡し、指示に従うとともに、適切な医療機関の受診も含めた指導を行う。

医務室 蒲田キャンパス 直通 03-3732-1120、03-37325-1350 内線 4038、5779

八王子キャンパス 直通 042-637-1054 内線 1119

オ パソコンなど複数の者が共有するものは定期的に消毒を行う。

(4) 学生食堂

- ア 学生が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- イ 混雑を避けるため、時間差を設けた昼食時間を設定する。
- ウ 弁当販売の拡大、入場制限等、学生食堂への学生の集中を分散させる。

(5) 休憩時間

- ア 教室等のドアや窓は開放し、十分な換気を行う。
- イ 実習室等での共用機材を使用した実習後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(6) 部活動・サークル活動

学校再開後も、当面、部活動・サークル活動は実施を見合わせるが、活動を再開する場合も次の事項に留意して実施する。

- ア キャンパス開校日以外は実施しない。
- イ 対外試合等、多数の学生が集まる場への参加は自粛する。
- ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
- エ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、学生が密集した状態とならないよう工夫する。
- オ 学生の健康・安全の確保のため、顧問や指導員が、地域の感染状況や学生の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- カ 基本的な技能や体カトレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

(7) 学校行事

- ア フレッシュヤーズキャンプ、研修旅行、サービスラーニングなど宿泊を伴う行事やキャンパス外での活動は、延期又は中止する。
- イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学部学科・カレッジ・学年ごとに分散実施するとともに、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。

ウ 講演会、避難訓練、体育祭、学園祭など学生が一堂に集まって行う活動は、延期又は中止する。ただし、避難経路の確認については工夫して確実に行う。

(8) 保護者会、教育課程編成委員会等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

ウ TV 会議室システムやインターネットを活用した遠隔での実施も検討する。

(9) 学生生活指導

キャンパスより帰宅の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

(10) 学生寮

ア 寮生は、毎日検温を実施し、健康記録表への入力を行うよう指導する。

イ 共用スペースの換気・清掃・消毒については、キャンパス同様適切に行う。

ウ 手指のアルコール消毒薬についても、寮内各所に配備する。

エ 食堂は、極力向かい合わせでの着席を避けるため、テーブルと座席を適正配置する。

オ 共同浴室についても、時差利用を推進し混雑を避ける取り組みを行う。

3 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な学生について

ア 医療的ケアが日常的に必要な学生については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、当該学生の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

(2) 海外から帰国した学生について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した学生については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように指導を行う。

5 年間行事計画等の見直し

当面は、このガイドラインに基づき新年度の教育活動を実施するが、分散登校等により計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについては今後も継続的に検討し、必要な変更を行う。

6 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した運営体制を準備しておく。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

7 教職員の勤務体制

これまで発出した教職員各位あての業務連絡（第1報から第11報）のとおりとする。

なお、今後の政府の方針や感染状況等に応じて、速やかに別途通知する。

8 活動制限指針

本学園の諸活動については、上記のほか、別に定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」（レベル0～レベル4）に基づき、感染拡大状況に応じた活動制限を行うものとする。

II 臨時休業

1 感染者が出た場合

(1) 学生の場合

ア 学長・校長は、当該学生について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 本学園は、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要がある時は学校の全部又は一部について臨時休業を行う。ただし、東京都衛生主管部局（北海道衛生主管部局）と相談の上、当該学生の症状の有無、キャンパス内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。学生寮についても原則として同様とするが、所轄の保健所からの指示を踏まえて対応する。

ウ 保健所は、当該学生の通うキャンパスに対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

エ 本学園は保健所の指示に従い、学園に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該学生の行動範囲等を考慮して、キャンパス内（学生寮も含む）の消毒を行う。

オ 本学園は、プライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対して説明文書を公開する。

（2）教職員の場合

当該教職員については、治癒するまでの間休ませる。なお、以降の対応については、「1（1）学生の場合」のイからオまでと同様の取扱いとする。

（3）その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、学生が自宅で学修が進められるよう、事前に映像コンテンツも含めた教材等の準備を行う。また、臨時休業中の学生への学修支援として、ICTを活用した遠隔授業等の方法も併せて準備を行う。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）学生の場合

ア 学長・校長は、学生の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該学生が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に学生・保護者に周知する。

イ 学長・校長は、保護者や学生から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該学生の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該学生に対して出席停止の措置を行う。

ウ この場合、本学園は原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

エ 本学園は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の学生の健康観察を行う。

オ 本学園は、プライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対して説明文書を公開する。

(2) 教職員の場合

本学園は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間当該教職員を休ませる。なお、以降の対応については、「2(1) 学生の場合」ウからオまでと同様の取扱いとする。

3 地域一斉の臨時休業

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増した「感染拡大警戒地域」においては、自治体の首長から地域全体の活動自粛強化の一環として臨時休業の要請がなされる場合がある。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合には、都道府県知事より学校施設の使用制限等の要請がなされる場合がある。この要請に基づく臨時休業を行う場合には、本学園として学生並びに教職員の安全を第一に考え、かつ地域における感染拡大の温床となることのないよう、速やかに臨時休業を実施する。この場合、臨時休業期間における学生学修の保障の見地から、教職員は在宅勤務等を第一として必要な業務を継続する。

なお、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定されたが、特措法による学校施設の使用制限等の要請がなされなかった場合は、本学園は地域における蔓延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断する。

学校法人片柳学園 新型コロナウイルス感染症対策行動計画

本学園における新型コロナウイルス感染症対策行動計画（2020年3月31日付制定）を策定し、行動計画策定に併せて対応マニュアル等を整備する。なお、本行動計画は今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

I 新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1. 別紙1. 学内連絡先・新型コロナウイルス感染症初動対策委員会委員

(5月28日改訂)

2. 別紙2. 健康記録票

II 海外渡航の対応

海外渡航届（教職員・学生用）

III 新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル（教職員・学生用）

1. 教職員の対応マニュアル（5月28日改訂）
2. 大学生の対応マニュアル（5月28日改訂）
3. 蒲田・八王子校専門学校生の対応マニュアル（5月28日改訂）
4. 北海道校専門学校生の対応マニュアル（5月20日追加）
5. 日本語学校生の対応マニュアル
6. 蒲田・八王子校教職員の対応フローチャート（5月28日改訂）
7. 北海道校教職員の対応フローチャート（5月20日追加）
8. 蒲田・八王子校学生の対応フローチャート（5月28日改訂）
9. 北海道校学生の対応フローチャート（5月20日追加）
10. 教職員・学生の学内フローチャート

IV 感染等に伴う欠席・休暇の扱い

2020年3月31日施行

学校法人 片柳学園

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1. 基本方針

本行動計画は、片柳学園の学生及び教職員の新型コロナウイルス感染拡大を抑え、学園が果たすべき教育・研究・社会貢献への影響を最小限に留めることを目的に策定するものである。現時点では新型コロナウイルス感染症の病態及びその影響が十分に解明されていないことから、今後の判明事実や行政等の対応方針を踏まえ本行動計画も柔軟に適応するとともに、それぞれの局面に応じた具体的な対応をまとめたマニュアル（以下、「マニュアル」とする。）を別途作成し随時更新することとする。

2. 対策委員会

- (1) 情報の収集・提供、感染の予防や対策を講じる体制として、学園に次の組織を設置する。

新型コロナウイルス伝染病初動対策委員会（以下、「コロナ委員会」とする。）

- (2) 学園の学生及び教職員から感染が疑われる場合等は緊急体制として、学園に次の組織を設置する。

緊急対策委員会

3. 情報の収集・提供

行政からの新たな対応策を早期に把握し、コロナ委員会内で共有し学園内の対策等に反映させる。学園内掲示板による通常の情報共有に加え、感染防止策などの重要度の高い情報は、学内HP等に専用ページを設け学生や教職員に対し、情報を共有する。

感染の疑いがある者が学園内で発生した場合は、マニュアルに沿ってコロナ委員会に情報提供する。

なお、学生・教職員からの新型コロナウイルスに関する報告・相談は登校・通勤せずに、別途定めるマニュアルに沿って対応する。

4. 感染拡大防止

国の基本方針や都の対策を基本として、他大学の対応や感染拡大状況を踏まえた対応をとる。感染状況の変化が著しいことから、対応の詳細については、通知等により随時周知する。

- (1) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、手洗いや咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。マスクは各自準備することを基本とするが、入手困難な状況を踏まえ、学園主催行事等においては、必要に応じて提供する場合もある。

- (2) 海外渡航の留意事項

WHOが世界規模で大流行を宣言し、さらにその状況が加速しているとの警告を発していることから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請する。止むを

得ず海外渡航する学生及び教職員に対しては、海外渡航届（別紙）を事前に提出させ、帰国時に変更事項等を報告させる。外務省から発せられた感染症危険情報のある国や地域レベル（レベル3,2,1）から帰国した学生及び教職員に対し14日間の自宅待機を要請し、健康状況報告を求める。

具体的な対応については、別に定めるマニュアルに基づいて行う。

（3）国内移動（出張・就職活動・旅行等）

学生及び教職員に対し、訪問地の患者数等を十分に確認のうえ感染が拡大している地域への訪問の自粛と、その他の地域の訪問においても必要性を十分に検討するよう要請する。

（4）重症化リスクへの対応

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

5. 感染が疑われる場合の対応

国の相談受診目安における帰国者・接触相談センターへの相談目安に該当する学生及び教職員には、相談センターに電話相談させウイルス検査の実施の有無など結果を報告させる。相談の結果、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、コロナ委員会で情報を共有し学内対策等に活用する。

具体的な対応については、別に定めるマニュアル・フローチャートに基づいて行う。

6. 感染した場合の対応

ウイルス検査で陽性反応があった学生及び教職員については登校しない事。その上で就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。治療に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に協力する。

感染者の学内滞在（学生寮を含む）が確認された場合は、学园内施設の必要な範囲を十分消毒する。学内で感染者が発生した場合は、文部科学省の通知等に沿って、休校措置、一部機能の縮小、学園閉鎖、閉寮等を検討する。

7. 授業・実習等への対応

罹患学生及び教職員に対しては、国の通知等を参考に、治癒するまでの間、出席停止の措置をとる。（学校保健安全法第19条による措置ほか）大学、専門学校および日本語学校の全部又は一部の休業については都の要請、地域内及び学内の感染状況を参考に判断する。

授業に関する連絡事項や休業を実施する場合は、全学生、全教職員にメールや各校ホームページで周知する。休業を行った場合は必要に応じて補講を設定する。補講する場合の具体的な実施方法については別途定める。

8. 各行事等への対応

国の基本方針や他大学の対応、感染拡大を踏まえ、学生及び教職員の健康維持を最優先に考

慮した対応を行い、必要に応じて開催の延期・中止等を検討する。決定した事項は速やかに学園内 HP 等に掲載し、情報を共有する。

9. 欠席・休暇の扱い

学生及び教職員の感染症に対する休みの取り易い環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や臨時休暇などの柔軟な運用に努める。具体的な対応については、別に定めるマニュアルに基づいて行う。

学園内連絡先

	所属	連絡先	メールアドレス	電話番号
学生	東京工科大学(八王子)	学務課		
	東京工科大学(蒲田)	学務課		
	日本工学院専門学校	担任又は教育・学生支援部		
	日本工学院八王子専門学校	担任又は教育・学生支援部		
	日本工学院北海道専門学校	担任		
	東京工科大学附属日本語学校	事務部		
教職員	大学教職員	八王子業務課		
		蒲田業務課		
	大学以外の教職員	所属長		
夜間	蒲田キャンパス	警備室		
		八王子キャンパス	警備室	

新型コロナウイルス感染症初動対策委員会名簿

	所属	氏名	メールアドレス	電話番号	内線番号
委員長	法人本部	総務部 部長			
副委員長	日本工学院八王子専門学校	教育・学生支援部 次長			
委員	法人本部	蒲田総務課 課長			
委員	法人本部	八王子総務課 課長			
委員	法人本部	人事課			
委員	東京工科大学	八王子業務課 課長			
委員	東京工科大学	蒲田業務課 係長			
委員	東京工科大学	八王子学務課 課長補佐			
委員	東京工科大学	蒲田学務課 課長補佐			
委員	日本工学院八王子専門学校	テクノロジーカレッジ 主任			
委員	日本工学院八王子専門学校	ITカレッジ 主任			
委員	日本工学院専門学校	教育・学生支援部 課長			
委員	日本工学院専門学校	デザインカレッジ 主任			
委員	日本工学院専門学校	デザインカレッジ			
委員	日本工学院北海道専門学校	事務部 課長			
委員	東京工科大学附属日本語学校	事務部 係長			

健康記録票

※1日朝晩2回の健康チェックをしてください。

記録終了後は、メールまたはFAXで学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 携帯電話 ()
 所属() メールアドレス ()
 学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目をご記入ください。

渡航先:国/都市()
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
帰国日 : 年 月 日

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状	その他の自覚症状	病院受診の有無
1日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
2日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
3日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
4日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
5日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
6日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
7日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状	その他の自覚症状	病院受診の有無
8日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
9日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
10日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
11日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
12日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
13日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
14日	/	朝	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()
		夕	なし 咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水		無有()

学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

海外渡航の対応

1. 海外渡航に係る要請

WHO が世界規模で大流行を宣言し、さらにその状況が加速しているとの警告を発していることから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請します。

やむを得ず、海外渡航をする場合は以下の

「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

2. 海外渡航時の対応

やむを得ず、海外への渡航を予定している学生・教職員は下記により「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」別紙1「学园内連絡先」へ報告してください。

(1) 渡航前の届出

学生は「海外渡航届（学生用）」を教職員は「海外渡航届（教職員用）」を提出してください。

(2) 帰国後の報告

渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地に変更があった場合は修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールで報告してください。

(3) 自宅待機の要請

ア. 感染症危険情報のある国地域からの帰国時

学生及び教職員は新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危機情報に記載がある国や地域（レベル3,2,1）から帰国した場合、帰国後14日間、外出を避け自宅待機とし、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」別紙1「学园内連絡先」に報告してください。この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、保健所に相談してください。

なお、帰国時に検疫所長が指定した場所（自宅除く）で14日間待機する場合には上記の待機及び報告は不要です

※外務省の感染危険情報（令和2年3月26日現在）

全世界【レベル2：不要不急の渡航は止めてください】

各地域に関しましてはご確認ください。

外務省感染症危険情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

イ. 感染危険情報のない国や地域からの帰国時

感染危険情報のない国や地域から帰国した学生・教職員は健康管理に努め、咳やのどの痛みなどの症状がみられた場合は保健所等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。

教職員海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）

片柳学園新型コロナウイルス感染症初動対策委員会 宛

届出日	
氏名	
所属	
職員番号	
渡航先	
渡航目的	
日本出国日	年 月 日
日本入国予定日	年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
備考	

（提出先：大学教職員は業務課、それ以外の教職員は所属長(科課長)→新型コロナウイルス感染症初動対策委員会）

学生海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）

片柳学園新型コロナウイルス感染症初動対策委員会 宛

届出日			
氏 名			
所 属	東京工科大学	日本工学院	
学籍番号			
	学部	カレッジ	
	学科	科	
渡航先			
渡航目的			
日本出国日	年	月	日
日本入国予定日	年	月	日
電話番号			
メールアドレス			
備 考			

（提出先：大学生は学務課学生係、専門学校生は担任→新型コロナウイルス感染症初動対策委員会）

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

学校法人片柳学園

本マニュアルは、新型コロナウイルスの「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

【感染が疑われる場合の対応】

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、各キャンパス医務室又は、「新型コロナウイルスコールセンター（東京都）」 0570-550571（9：00 から 21：00、土日祝を含む）にご相談ください。

(2) 発熱等の風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談し、指示を受け受診してください。

(3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。

〈参考〉大田区保健所 03-5744-1360 平日 9:00 から 17:00 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
八王子市保健所 042-645-5195 平日 8:30 から 17:15 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルスへの感染の疑いで「相談センター」に電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

【感染した場合等の対応】

(1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果を大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ電話で報告してください。

報告内容

- ① 新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ② 相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④ 受診した場合は、受診日・医療機関名

相談センターへの相談や専門外来受診の結果、新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合でも、それ以降も体調不良が続く場合は、その間、出勤せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）に記録し、大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ毎日メール等にて報告してください。

(2) 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ至急電話で報告してください。

報告内容

㊦陽性の場合

- ① 氏名、所属、現在の連絡先
- ② 判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内出勤の有無等）

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は各キャンパスの警備室へ至急電話で連絡してください。感染者の連絡先へ大学教職員は業務課より、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)より折り返し電話連絡します。

なお、陽性の場合は、治癒するまで出勤停止となり、出勤停止期間は臨時休暇(注2)とします。出勤の再開については、大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ相談してください。

㊧陰性の場合

- ① 氏名、所属、現在の連絡先
- ② 検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、出勤せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ毎日メール等にて報告してください。

(3)出勤の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、出勤しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」の交付を受けた上で、前日までに大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ電話で報告してください。必要に応じ、新型コロナウイルス感染症初動対策委員から体調等を確認する場合があります。

【家族等が感染した場合の対応】

(1)同居している家族等に発熱等の症状がある場合

やむを得ず出勤できない場合には、家族等の症状がなくなるまで臨時休暇(注2)とします。

(2)同居している家族等が感染した場合

感染した家族等と最後に濃厚接触(注3)をした日から起算して14日間を臨時休暇(注2)とします。

なお、(1),(2)の場合とも、「感染が疑われる場合の対応」と同様に、教職員本人も相談センターに電話相談し、結果を大学教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ電話で報告してください。

(注1) 報告・相談を受信した科課長は、各校の新型コロナウイルス感染症初動対策委員に報告してください。

(注2) 臨時休暇とは

就業規則第33条7項および嘱託職員就業規則第30条7項「その他本学園が必要と認めたときの臨時休暇」をいう。

(注3) 濃厚接触者とは

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

連絡先

●帰国者・接触者相談センター（保健所）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

●八王子キャンパス

法人本部総務部（学園代表電話） ☎042-637-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学 ☎042-637-2111 平日9：00から17：00※

日本工学院八王子専門学校 ☎042-637-3111 平日9：00から17：00※

（平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110）

●蒲田キャンパス

法人本部総務部（学園代表電話） ☎03-6424-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学 ☎03-6424-2111 平日9：00から17：00※

日本工学院専門学校 ☎03-3732-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学附属日本語学校 ☎03-3732-1071 平日9：00から17：00※

（平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110）

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

東京工科大学

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

【感染が疑われる場合の対応】

(1)相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、都道府県等が設置している電話相談窓口、または、各キャンパスの医務室で、電話により相談してください。

(2)発熱等の風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。

(3)感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。相談の目安は、以下の通りです。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

【感染した場合等の対応】

(1)相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず学生係へ電話報告してください。

受診・相談報告

- ①新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ②相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④受診した場合は、受診日・医療機関名

検査が不要と判断された場合でも、体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機の上、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）に記録し、記録した内容を必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(2)検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず学生係へ至急電話で報告してください。

受診結果報告

⑦陽性の場合

- ①氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無（期間、療養場所）、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校出勤の有無等）

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は平日の9:00以降に、各キャンパスの学生係へ至急電話連絡してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、担当学部、科目担当教員等に連絡します。その間の授業については、教員からの指示をあおいでください。

⑧陰性の場合

- ①氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(3)登校の事前報告

入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」を受け、前日までに必ず学生係へ電話で報告し、指示をあおいでください。

【濃厚接触者となった可能性がある場合】

家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、家族等の同居者が感染した場合は、最後に接触した日から起算して14日間を経過観察期間とし、自宅待機の上、14日間の自宅待機期間が終了するまで、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

なお、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状が出た場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず学生係へ電話報告してください。

各種問い合わせ先・連絡先

一般的な相談について

〈参考・東京都の場合〉

「新型コロナコールセンター」0570-550571

感染が疑われる場合

〈参考・東京都の場合〉

大田区保健所 03-5744-1360 平日 9:00 から 17:00 夜間及び土日祝は 03-5320-4592

八王子市保健所 042-645-5195 平日 8:30 から 17:15 夜間及び土日祝は 03-5320-4592

合同電話相談センター 03-5320-4592 平日 17:00 から翌 9:00 及び土日祝は終日

※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

連絡先

●東京工科大学蒲田キャンパス 学務課学生係・医務室 ☎03-6424-2115

平日 9:00 から 17:00※ (平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

●東京工科大学八王子キャンパス 学務課学生係・医務室 ☎042-637-2114

平日 9:00 から 17:00※ (平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院専門学校
日本工学院八王子専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

【感染が疑われる場合の対応】

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、各キャンパス医務室又は、「新型コロナウイルスコールセンター（東京都）」 0570-550571（9：00 から 21：00、土日祝を含む）にご相談ください。

(2) 発熱等の風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談し、指示を受け受診してください。

(3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。

〈参考〉大田区保健所 03-5744-1360 平日 9:00 から 17:00 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
八王子市保健所 042-645-5195 平日 8:30 から 17:15 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルスへの感染の疑いで「相談センター」に電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

【感染した場合等の対応】

(1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず担任又は学生係へ電話報告してください。

報告内容

- ①新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ②相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④受診した場合は、受診日・医療機関名

相談センターへの相談や専門外来受診の結果、新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合でも、それ以降も体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）に記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(2) 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず担任又は学生係へ至急電話で報告してください。

報告内容

㊦陽性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無（期間、療養場所）、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校の有無等）

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は各キャンパスの警備室へ至急電話連絡してください。感染者の連絡先へ学生係から折り返し電話連絡します。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

㊧陰性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(3) 登校の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」の交付を受けた上で、前日までに必ず担任又は学生係へ電話で報告してください。必要に応じ、担任

又は学生係から体調等を確認する場合があります。

【濃厚接触者（注1）となった可能性がある場合】

家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、家族等の同居者が感染した場合は、最後に接触した日から起算して 14 日間を経過観察期間とし、自宅待機の上、14 日間の自宅待機期間が終了するまで、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

なお、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状が出た場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任又は学生係へ電話報告してください。

（注1）濃厚接触者とは

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

連絡先

●帰国者・接触者相談センター（保健所）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

●日本工学院専門学校 教育・学生支援部 学生係 ☎03-3732-1111

平日 9:00 から 17:00※（平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110）

●日本工学院八王子専門学校 教育・学生支援部 学生係 ☎042-637-3119

平日 9:00 から 17:00（平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110）

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院北海道専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

【感染が疑われる場合の対応】

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、担任又は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 011-204-5020（24時間）、室蘭保健所 0143-24-9833（平日8:45から17:30）にご相談ください。

(2) 発熱等の風邪症状や嗅覚・味覚に異常がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や嗅覚・味覚に異常がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談し、指示を受け受診してください。

(3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。

〈参考〉北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 011-204-5020（24時間）
室蘭保健所 0143-24-9833（平日8:45から17:30）

※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルスへの感染の疑いで「相談センター」に電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

【感染した場合等の対応】

(1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず担任へ電話報告してください。

報告内容

- ① 新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ② 相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④ 受診した場合は、受診日・医療機関名

相談センターへの相談や専門外来受診の結果、新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合でも、それ以降も体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）に記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。

(2) 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず担任へ至急電話で報告してください。

報告内容

㊦ 陽性の場合

- ① 氏名、学科、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無（期間、療養場所）、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校の有無等）

夜間休日に検査で陽性が判明した場合も、担任へ至急電話連絡してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

㊦ 陰性の場合

- ① 氏名、学科、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。

(3) 登校の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」の交付を受けた上で、前日までに必ず担任へ電話で報告してください。必要に応じ、担任から体調等を確認する場合があります。

【濃厚接触者（注1）となった可能性がある場合】

家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、家族等の同居者が感染した場合は、最後に接触した日から起算して 14 日間を経過観察期間とし、自宅待機の上、14 日間の自宅待機期間が終了するまで、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

なお、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状が出た場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任へ電話報告してください。

（注1）濃厚接触者とは

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

連絡先

●帰国者・接触者相談センター（保健所）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●日本工学院北海道専門学校 ☎0143-88-0888 （平日 9：00 から 17：00）

学生のみなさんへ

コロナウイルスで心配なこと相談してください

コロナウイルスのことで、学校からみなさんに伝えます。

【コロナウイルスが体に入ると①～③のようになります】

- 1 体が熱くなります。体温は37.5℃、もしくはもっと熱くなります。
- 2 息が苦しくなり、咳がでます。
- 3 体に力が入りません。

【コロナウイルスで病気になったかもしれない人】

家から出ないでください。まずは、事務所に電話をください。

電話が無理ならE-mailをください。夜や学校がお休みの時は「日本語学校の緊急用の携帯電話」

に電話をください。お話を聞いて、学校に来ていいか、だめか、学校が決めます。

学校が説明するとおりに行動してください。

学校が決めて休むときは出席のことは心配しないでください、大丈夫です。

【コロナウイルスで病気になった人】

検査の結果を必ず事務所に電話をください。電話が無理ならE-mailをください。

夜や学校がお休みの時は「日本語学校の緊急用の携帯電話」に電話をください。

教えてほしいのはこの後の①～⑧です。【①クラス】【②名前】【③病院で調べた日】

【④コロナウイルスの病気とわかった日】【⑤入院をするか、したか】

【⑥どのくらい休むか】【⑦今の体調は】【⑧体が悪いときによく会った人は】

元気になったら、医者に「治療証明書または陰性証明書(別紙3)」を書いてもらい学校に行く前日までに事務所に教えてください。

「健康記録表(別紙2)」を毎日書いて、毎日事務所に元気か、連絡をください。

【コロナウイルスで病気の人と長い時間、一緒にいた人】

事務所に教えてください。もしかしたら2週間、家でお休みになるかもしれません。

★連絡先

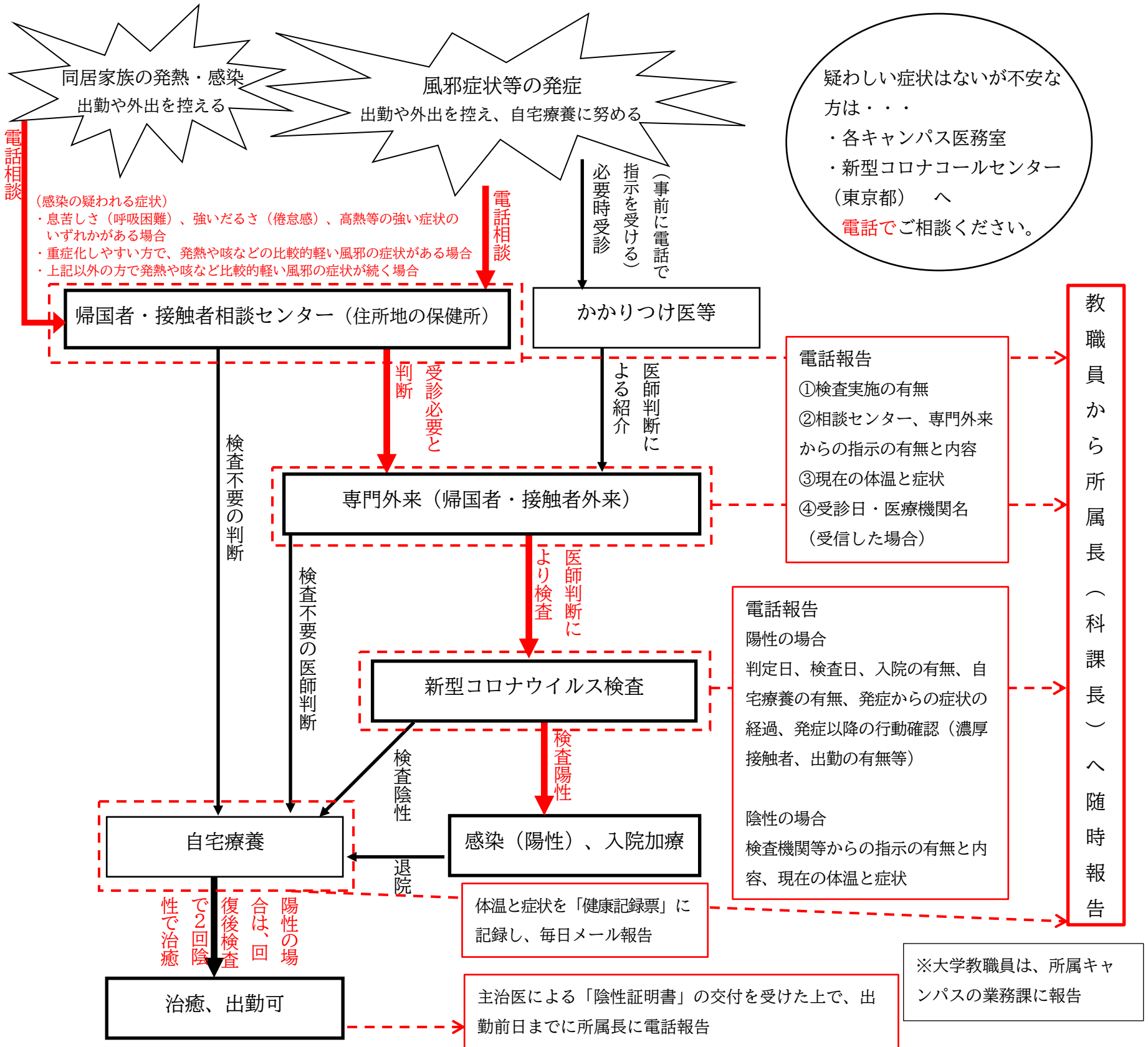
東京工科大学附属日本語学校(事務所)

電話番号:03-3732-1071

E-mail:jst2007katayanagi@gmail.com

緊急用の携帯電話番号:080-1348-9100

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フローチャート

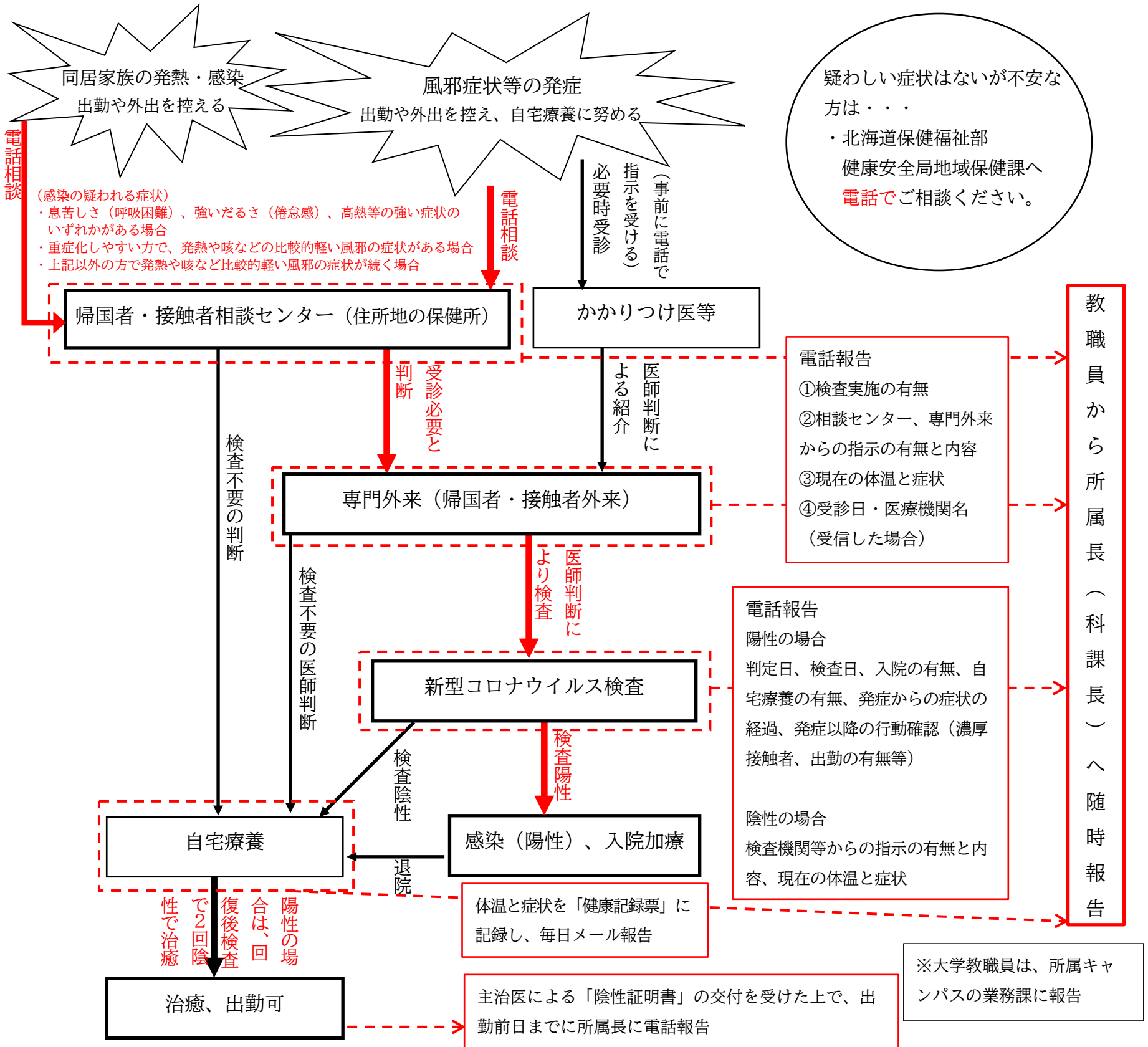


電話連絡先

- 新型コロナウイルスコールセンター(東京都の一般相談窓口) 0570-550571 (9:00から21:00、土日祝を含む)
- 帰国者・接触者相談センター(保健所) ※下記の厚生労働省ホームページを参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 八王子キャンパス
法人本部総務部(学園代表電話) ☎042-637-1111 平日9:00から17:00※
東京工科大学 ☎042-637-2111 平日9:00から17:00※
日本工学院八王子専門学校 ☎042-637-3111 平日9:00から17:00※
(平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)
- 蒲田キャンパス
法人本部総務部(学園代表電話) ☎03-6424-1111 平日9:00から17:00※
東京工科大学 ☎03-6424-2111 平日9:00から17:00※
日本工学院専門学校 ☎03-3732-1111 平日9:00から17:00※
東京工科大学附属日本語学校 ☎03-3732-1071 平日9:00から17:00※
(平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

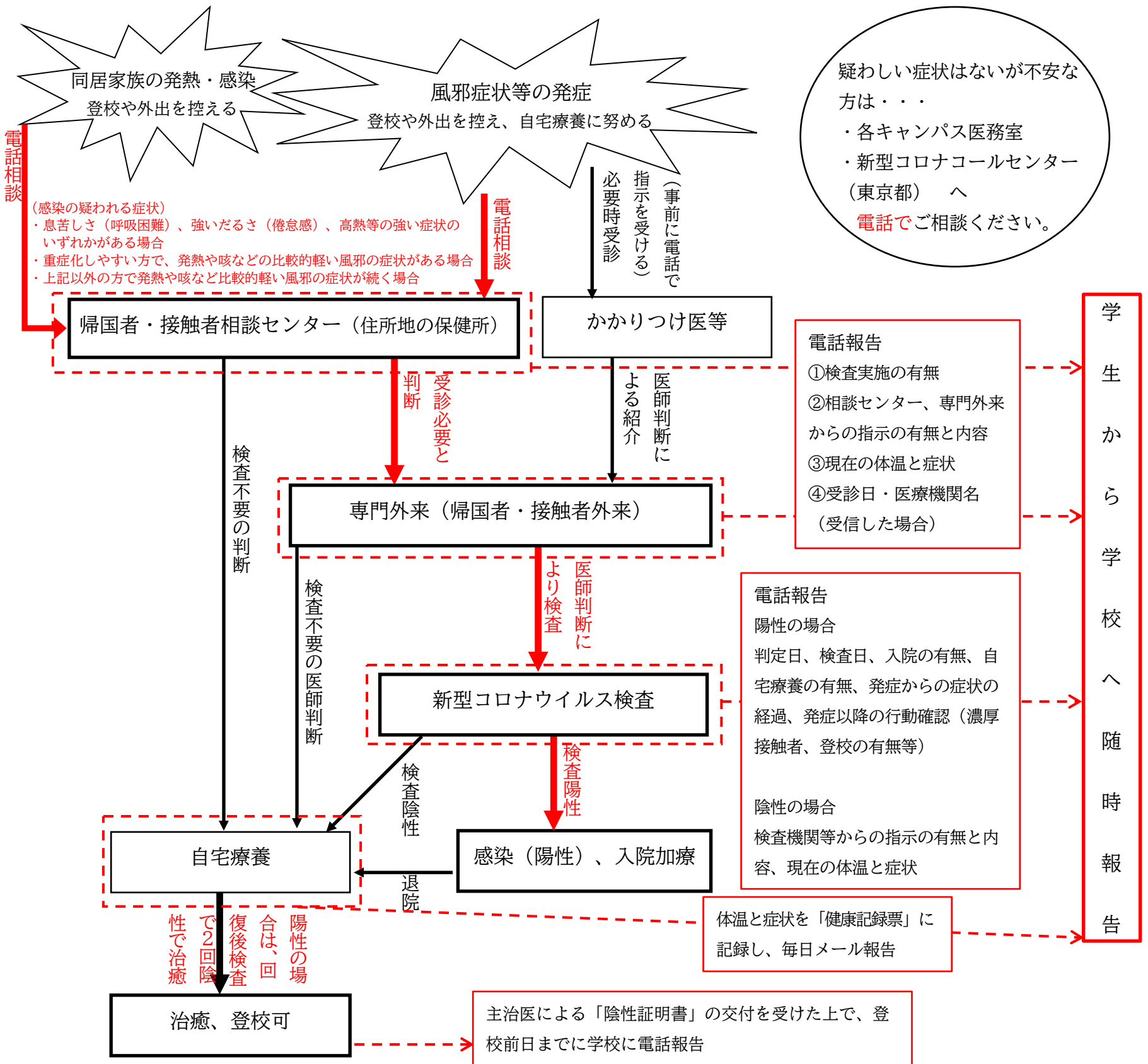
新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フローチャート



電話連絡先

- 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎011-204-5020 (24時間)
- 室蘭保健所 ☎0143-24-9833 (平日8:45から17:30)
- 帰国者・接触者相談センター(保健所) ※下記の厚生労働省ホームページを参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 日本工学院北海道専門学校 ☎0143-88-0888 (平日9:00から17:00)

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フローチャート



電話連絡先

●新型コロナコールセンター(東京都の一般相談窓口) 0570-550571 (9:00から21:00、土日祝を含む)

●帰国者・接触者相談センター(保健所) ※下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●八王子キャンパス

東京工科大学 学務部学務課学生係 ☎042-637-2114 平日9:00から17:00※

日本工学院八王子専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生係 ☎042-637-3119 平日9:00から17:00※

(平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)

●蒲田キャンパス

東京工科大学 事務部学務課学生係 ☎03-6424-2115 平日9:00から17:00※

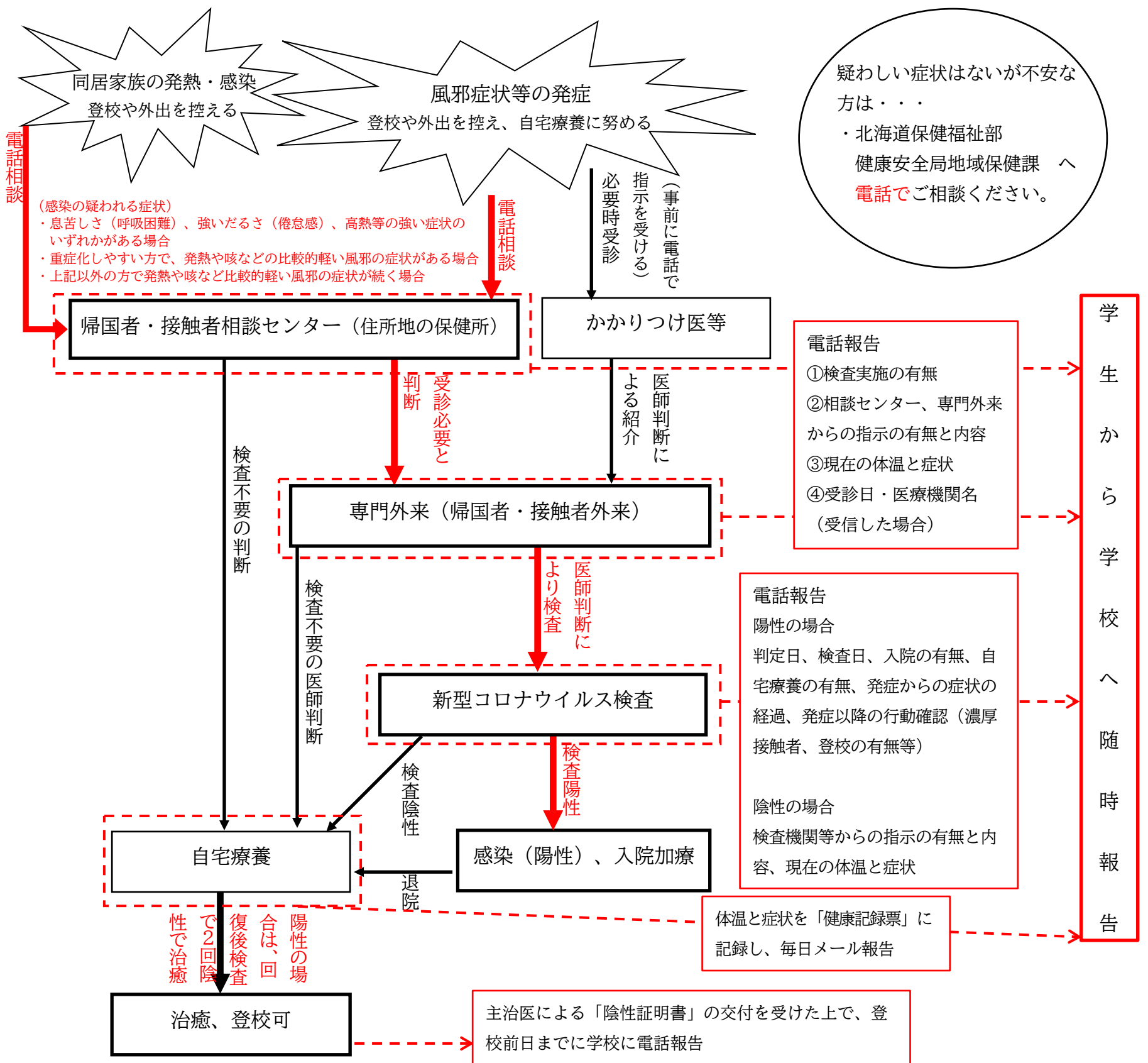
日本工学院専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生係 ☎03-3732-1111 平日9:00から17:00※

東京工科大学附属日本語学校 事務部 ☎03-3732-1071 平日9:00から17:00※

(平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

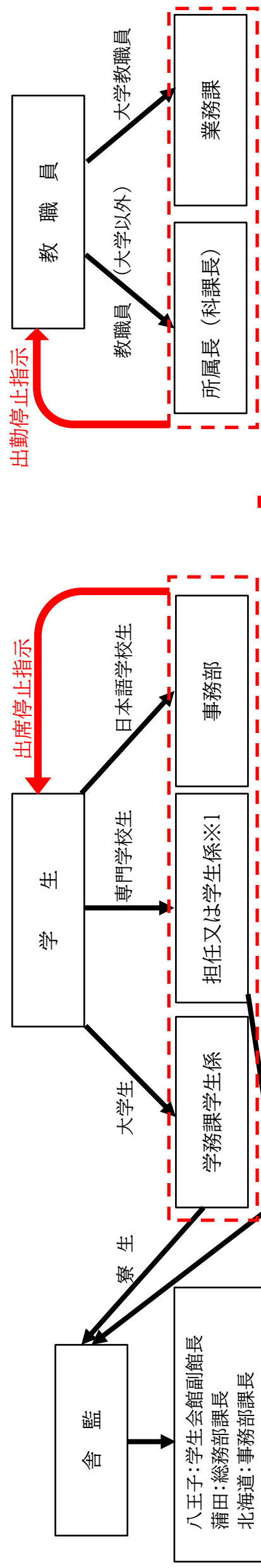
新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フローチャート



電話連絡先

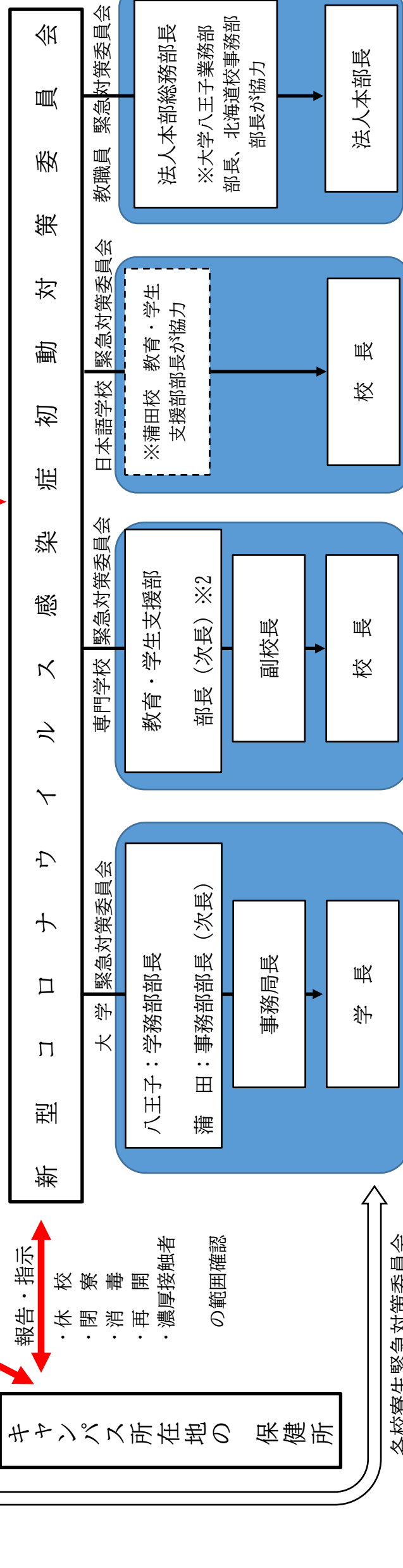
- 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎011-204-5020 (24時間)
- 室蘭保健所 ☎0143-24-9833 (平日8:45から17:30)
- 帰国者・接触者相談センター(保健所) ※下記の厚生労働省ホームページを参照してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 日本工学院北海道専門学校 ☎0143-88-0888 (平日9:00から17:00)

感染報告を受信した後の、学内対応フローチャート



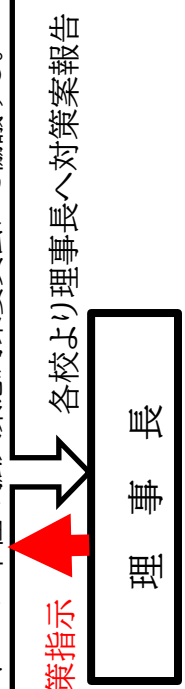
学生係は、担任と情報共有し、速やかに舎監に報告 第一報を受信した部署の科課長は、各校の対策委員に報告

※感染の疑いのある学生を把握した教職員は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう学生に指導し、氏名・連絡先を各校学生窓口へ報告すること。



感染者が学生の場合・・・大学学務部部长/専門学校教育・学生支援部部长(次長)(寮生の場合は総務部长)、感染者が教職員の場合・・・総務部长 が各校緊急対策委員会を即時招集。
 ・濃厚接触者究明とクラスター発生防止・休校・閉寮・消毒・再開 等の対応。 ・各校ホームページによる情報公表など学外への対応。
 ※感染者が、各キャンパス設置校にまたがる場合は、各キャンパス単位の拡大緊急対策委員会にて協議する。

※1 北海道校は、「担任又は事務部」とする。
 ※2 北海道校は、「事務部長」とする。
 ※3 北海道校は、「事務部長」とする。



感染等に伴う欠席・休暇の扱い

1. 風邪の症状による場合

- ・学生は、当分の間原則欠席とならないように配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話またはメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は家族に連絡してもらう。

- ・教職員は当面の間、年次有給休暇を使用

その後、都内で感染者が多数発生した以降は、1週間を目安に学園の閉鎖を検討します。なお、感染拡大を抑制する観点で、臨時休暇（出勤者が著しく困難であると認められる場合）の適用も検討します。

2. 指定医療機関におけるウイルス検査を受ける場合

帰国者・接触者相談センターの指示による検査で、検査結果が出るまでの期間を含みます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・教員は、臨時休暇

3. 検査で陽性の場合

現時点ではウイルス反応陽性者は強制的に指定病院に隔離入院措置が取られます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

出席停止に該当する学生が発生した場合の対応については、別に定めるマニュアル・フローチャートに基づいて行う。

- ・教職員は、臨時休暇

4. 検査で陰性の場合

(1) 相談センターの指示がある場合

ア：学生は欠席とならないように、配慮します。

欠席する際は科目・授業担当教員に電話またはメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ：教職員は、臨時休暇

(2) 相談センターの指示がない場合

ア：登校・出勤の自粛を要請し、学生は、当分の間は、原則として欠席とならないように配慮します。欠席する際には、科目・授業担当教員に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人ができない場合は、家族に連絡してもらう。教職員は当分の間、臨時休暇とする。

イ：症状がない場合

相談センター等に対し本人から確認のうえ、登校・出勤させる

	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降			
				相談センターの指示あり		相談センターの指示なし	
				自宅待機	それ以外	症状あり	症状なし
学生	欠席とせず、配慮する	欠席とせず、配慮する。	出席停止	出席停止	個別対応	欠席とせず、配慮する。	登校
教職員	年次有給休暇	臨時休暇	臨時休暇	臨時休暇	個別対応	臨時休暇	出勤

5. 家族が感染した場合

(1) 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

- ・学生は、やむを得ず出席できない場合は、家族等の症状がなくなるまで欠席とならないように、配慮します。
- ・教職員は、やむを得ず出勤できない場合、家族等の症状がなくなるまで臨時休暇とします。

(2) 同居している家族等が感染した場合

- ・学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から換算して14日間を出席停止とします。
- ・教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触した日から換算して14日間を臨時休暇とします。

6. 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報「危険レベル3,2,1」の国や地域から帰国した場合

- ・学生は、帰国後14日間を出席停止とし、欠席の扱いにならないように、配慮します。
- ・教職員は、帰国後14日間を臨時休暇とします。